

袖ヶ浦市道路線認定基準（昭和63年3月23日訓令甲第2号）

最終改正:令和7年3月31日訓令甲第2号

改正内容:令和7年3月31日訓令甲第2号 [令和8年4月1日]

○袖ヶ浦市道路線認定基準

昭和63年3月23日訓令甲第2号

改正

平成17年3月4日訓令甲第1号

令和4年3月31日訓令甲第6号

令和7年3月31日訓令甲第2号

袖ヶ浦市道路線認定基準

（趣旨）

第1条 この基準は、袖ヶ浦市が新設改良する道路（都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び都市開発法（昭和44年法律第38号）に基づく事業により道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する道路管理者と協議のうえ施行された道路を含む。）以外の道路を法第8条の規定により市道路線（以下「市道」という。）に認定する場合に必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益的施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設及びその他の施設で地域における共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。
- (2) 交通流通施設 港湾、漁港、鉄道の停車場その他流通業務のために必要な施設をいう。
- (3) 生産施設 農林水産業施設、鉱業及び製造業施設をいう。
- (4) 集落 地理的に生活上最も密接に共同しあっている世帯の集団のうち5戸以上で構成するものをいう。
- (5) 里道 法の適用のない認定外道路をいう。
- (6) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (7) 車両 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
- (8) 路肩 道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第10号に規定する路肩をいう。
- (9) 道路幅員 道路境界線から反対側の道路境界線までをいう。この場合側溝は含むが法敷、擁壁及び縁石は含まない。

（市道の認定要件）

第3条 市道として認定する道路は、一般公共の用に供され、安全かつ円滑な交通ができるもので次の各号に該当するものであること。

- (1) 路線は、原則として自動車が交通可能な道路であること。
- (2) 起点及び終点が、それぞれ市道、県道及び国道のいずれかに連絡する道路又は市道、県道及び国道と里道を連絡する道路であること。
- (3) 公益的施設、交通流通施設又は生産施設の相互を連絡する道路若しくは公益的施設、交通流通施設又は生産施設と市道、県道及び国道を連絡する道路であること。
- (4) 集落相互を連絡する道路又は集落と市道、県道及び国道を連絡する道路であること。
- (5) 行止まり道路でないこと。ただし、道路に接して10区画以上の宅地造成がなされており、終端に自動車が転回するのに支障のないロータリーその他の広場があるものを除く。
- (6) 階段状の道路でないこと。ただし、地形上緊急避難用道路として必要と認められるものを除く。
- (7) 市道の占用許可基準に適合しない占用物件（上空占用物件を含む。）が存在しないこと。

2 道路の形状及び構造は、次の各号のすべてに適合するものでなければならない。

- (1) 道路幅員は、次のとおりとする。
 - ア 道路幅員は、4メートル以上であること。
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第42条第1項第5号に規定する位置指定道路にあつては、4メートル以上であること。
 - ウ 建基法施行日前に築造されたものにあつては、3メートル64センチメートル以上であること。
- (2) 路面は、舗装を原則とするが未舗装の場合は通行に支障のない状態であること。
- (3) 勾配は、12パーセント以下であること。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。
- (4) 交差点は、車両が安全かつ容易に通行できる施設として道路幅員に応じたすみ切りがあること。
- (5) 路面排水施設として側溝が布設され流末処理が適切に措置されていること、又は原則として側溝が布設できる状態にあること。
- (6) 路肩を有する道路にあつては、これを保護する施設として擁壁工及び法面工が施されていること。
- (7) 道路が山の斜面その他危険を伴う場所にある場合は、交通安全施設工が施されていること、又は工事可能な状況にあること。
- (8) 道路が橋梁を有する場合は、自動車が安全に通行できるよう橋梁部は強固なものでなければならない。

3 道路用地は、民地との境界が明確で境界標が設置されていなければならない。

4 道路用地は、私権の設定その他特殊な義務が消滅されていなければならない。

5 道路用地は、無償寄附として市に所有権の移転が速やかにできなければならない。

（測量及び登記）

第4条 道路用地の測量及び分筆の登記は、原則としてその寄附行為者の申請に基づき道路管理者が行うものとする。

(県道及び国道廃止に伴う道路の扱い)

第5条 県道及び国道の路線変更により生じた不用事件で一般通行のある路線は、当該道路管理者と協議し市道として認定するものとする。

(協議)

第6条 この基準に基づき市道として認定を必要とする者は、別記様式により市長に協議しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令甲第1号)

この訓令は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令甲第6号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日訓令甲第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の第3条第1項第5号の規定は、施行日以後に袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱(令和7年告示第43号)第6条第1項に規定する袖ヶ浦市宅地開発事業事前協議申請書(以下「申請書」という。)を提出した開発行為について適用し、施行日前に申請書を提出した開発行為については、なお従前の例による。

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

市道路線の認定について(協議)

このことについて、下記路線の市道認定について、袖ヶ浦市道路線認定基準第6条の規定により関係書類を添えて協議します。

記

1 協議場所

起 点	終 点	重要経過地	幅員m	延長m	備 考

2 認定協議の理由

3 添附書類

- (1) 位置図 (2) 案内図 (3) 公図写 (4) (土地の)登記事項証明書 (5) 平面図 (6) 縦断面図 (7) 横断面図 (8) 求積図 (9) 道路調書 (10) 橋梁調書 (11) その他

別記様式(その2)(第6条関係)
別記様式(その2)(第6条関係)

道 路 調 査 書

区 間	区 間	測 点	延 長	備 考		
		No. ~No.	m			
	計					
道路規格	区 分	等 級	計画交通区分	設 計 速 度		
	道路	種 級	交通	km/H		
	曲線半径	縦断勾配	幅 員	構 成		
	m ~m	% ~%				
道路構造等	舗 装 構 造					
	区 間	床 層	基 層	上層路盤	下層路盤	路 床
		cm	cm	cm	cm	
	法 覆 工 ・ 法 留 工					
	区 間	切土法覆工	盛土法覆工	切土土留	盛土土留	
	排 水 工					
	区 間	路面排水方法、寸法、構造、流水施設				横 断 管 寸 法 構 造
	区 間	安 全 施 設				
	道 路 標 識					
	区 間		案 内	規 制		
付 属 施 設 ・ 占 用 物 件 ・ そ の 他						
橋 梁						

	区 間	改 良 工 事			舗 装 工 事			
		施工年度	市 担 当 者 請 負 者		施工年度	市 担 当 者 請 負 者		
工事関係								
特記事項								
用地関係		境界査定 年月日	用地買収 年月日	借地地番、期間、相手方、 その他				
特記事項								
図 面	位置平面図		平 面 図		縦 断 図		横 断 図	
	縮尺	図面	枚数					
	1		1					
	2,500							
	施工年度区分記入							
	構造・詳細図		公 図 写		求 積 図		境界査定図 (平面図)	
	境界査定図(公図写)			用 地 幅 杭 図	マイクロフィ ルム図			
書 類			施工写真		施 工 管 理 資 料		保 証 書	
	土地売買契約登記済証				申 請 書 ・ 許 可 書		協 定 書 ・ 覚 書 ・ 占 用	
その他								

橋 梁 調 査 書

場 所						
河 川 名						
規 格、 構 造	橋 長	幅 員	等 級	斜 角		
	= m	= m	TL t			
	上部工	形 式	材 質	橋 面 位 置		
		橋 面 構 造	伸縮縦手構造	排 水 構 造		
		高 材 質	塗 装 面 積			
			高 欄 橋 体			
		下部工	橋 台 構 造	橋 脚 構 造	基 礎 構 造	
	河 川	取付護岸構造	河川流域、降雨強度、流出量算式、流出量			
工 事 関 係	施 工 期 間	請負者・金額	設 計 機 関			
	上 工 部					
	下 工 部					
用 地 関 係	境界査定年月日	査 定 者	立 合 者	状 況		
	用地買収面積	相 手 方	金 額	借地、相手方、期限		

河川占用 工作物	河川占用、工作物構造許可日				同期限	公共用財産占使用、土 木工事許可日		
添共架物	相手方		内 容		占用、協定年月日		備 考	
図 面	種類	位置図	平面図	構造図	公図写	境 界 査定図	丈量図	用地幅拡張
	枚数							
	マイクロフィルム							
書 類	種 別	河川占用工作物構造 申請許可			用地売買契約 登 記 証 書		借地、添共架 協定、その他	
	内容・数							
特記事項								